

令和元年度

財政援助団体等監査報告書

社会福祉法人 まりも会

小金井市監査委員

(写)

小 監 発 第 7 号

令和2年4月28日

小金井市長 西 岡 真一郎 様

小金井市監査委員 重 永 邦 敏

同 露 木 肇 子

同 篠 原 ひろし

令和元年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、令和元年度財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙「財政援助団体等監査結果報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第12項の規定により通知願います。

(写)

小 監 発 第 7 号

令和2年4月28日

小金井市議会議長 五十嵐 京 子 様

小金井市監査委員 重 永 邦 敏

同 露 木 肇 子

同 篠 原 ひろし

令和元年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、令和元年度財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙「財政援助団体等監査結果報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第12項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設：小金井市障害者福祉センター

指定管理者：社会福祉法人 まりも会

主管課：福祉保健部自立生活支援課

3 監査の範囲

令和元年度に執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務の執行及び業務管理運営状況に係るものを中心とし、必要に応じてその前年度も含むこととする。

4 監査の方法

監査に当たっては、次に掲げる事項を主眼とし、書類審査及び関係職員からの説明聴取その他必要と認める方法により、本監査を実施した。

(1) 指定管理者

ア 施設及び財産は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金の設定等は適正になされているか。

エ 利用促進のための努力はなされているか。

オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。

キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

ク 事業報告書は適正に作成されているか。

ケ 収納事務は適正に行われているか。

(2) 主管課

ア 指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。

イ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。

ウ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

エ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

オ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。

カ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

キ 業務履行確認は、事業報告書等によりなされているか。

ク 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

ケ 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

コ 債務負担行為の設定はなされているか。

サ 事業報告書の点検は適切になされているか。

シ 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続きは適正に行われているか。

5 監査期間

令和元年11月29日から令和2年2月18日まで

実施年月日	時間	対象団体・所管部局	場所
令和2年 2月18日(火)	10時～12時	自立生活支援課	監査委員室
	13時～15時30分	社会福祉法人 まりも会	小金井市障害者福祉センター現地

第2 監査の結果

1 概 評

関係書類の審査、対象団体及び担当課からの説明聴取等により監査を実施した結果、指定管理事務に係る出納その他の事務についておおむね適正に処理されていると認められた。

なお、改善又は検討を要する事項について、以下に述べる。

2 検討要望事項等

小金井市障害者福祉センター（以下「障害者センター」という。）は、重いハンディがあっても、障害者センターの機能と人材を活用しながら、地域社会の中で、その人らしい人生を送れるように自立支援を行う施設として、社会福祉法人まりも会（以下「まりも会」という。）が指定管理者として管理運営を行い、小金井市の障害者福祉に多大な貢献を果たしているところである。

しかしながら、令和元年9月に、小金井市障害者福祉センター条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に規定されている給食サービス事業の利用者等の費用負担、いわゆる給食費の単価に関して、条例及び規則で定められていた単価と相違した額で過徴収していたことが判明した。単価の相違による過徴収は、平成27年10月から約4年間にわたっていた。

給食費の変更については、本来、小金井市障害者福祉センターの管理に関する基本協定書第10条に基づき、指定管理者は市への通知をもって変更を求め、両者で協議のうえ変更の可否を決定すべきであるが、平成27年度当時、指定管理者が市への変更に係る相談等の手続きを失念してしまったとのことであった。今後このようなことがないよう、条例、規則及び協定書等の遵守に努めることを強く要望する。

社会福祉法人 まりも会

1 指定管理者の概要

社会福祉法人まりも会（以下「まりも会」という。）の目的、業務の範囲等は、次のとおりである。

（1）設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

（2）基本理念

ア 私たちは、自らの社会的責務を自覚し、ヒューマニズムと専門性を大切にした社会福祉実践を行います。

イ 私たちは、個人の尊厳を守り、生活主体者たる利用者の意向を十分尊重いたします。

ウ 私たちは、地域における一構成員であることを認識し、地域福祉の増進に努めます。

（3）指定期間

平成28年4月1日～令和3年3月31日

（4）指定管理者の選定

公募によらない選定

選定の経緯

指定管理期間第3期（平成28年4月1日～令和3年3月31日まで）について、公募によらない選定の結果、まりも会が小金井市障害者福祉センターの管理・運営を受託。

平成27年11月24日 市議会平成27年第4回定例会にて指定管理者の指定の議決

平成28年 3月 4日 指定管理者指定書通知
3月31日 基本協定書締結

(5) 指定管理者との協定等の主な内容

指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

ア 運營業務

- (ア) 障害者総合支援法に基づく生活介護
- (イ) 障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練）
- (ウ) 医療、生活等の相談及び指導に関する業務
- (エ) 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則に基づく日中一時支援事業
- (オ) 入浴サービス事業
- (カ) 緊急一時保護事業
- (キ) 給食サービス事業
- (ク) 講座、講習会等開催に関する事業
- (ケ) 自動販売機の設置
- (コ) 障害者地域自立生活支援センターの運營業務

イ 管理業務

- (ア) 日常施設清掃業務
- (イ) 消防設備保守点検業務
- (ウ) 電気設備保守点検業務
- (エ) エレベーター保守点検業務
- (オ) 冷暖房設備保守点検業務
- (カ) 自動ドア保守点検業務
- (キ) 受水槽清掃業務
- (ク) 機械浴槽保守点検業務
- (ケ) 樹木選定等業務
- (コ) 全館清掃業務
- (サ) その他障害者センター管理運営に必要な業務

(6) 小金井市障害者福祉センター指定管理委託料予算額

平成28年度 113,445,000円
平成29年度 113,445,000円
平成30年度 113,445,000円
令和元年度 113,445,000円

(7) 小金井市障害者福祉センター指定管理委託料決算額

平成28年度 103,907,014円

平成29年度 110,413,487円

平成30年度 110,064,175円

(8) 収支の状況(平成30年度)

(単位:円)

対象団体	収 入	支 出	収支差額
まりも会	248,402,306	246,748,142	1,654,164

※収支の状況の数値は、指定管理者の事業報告書の数値による。

2 公の施設の概要

名 称 小金井市障害者福祉センター

所在地 東京都小金井市緑町4丁目17番10号

現 況 障害者福祉センターB型

面積等 敷地面積2161.01㎡

延床面積1484.23㎡

構 造 鉄筋コンクリート造2階建